

臨時福祉給付金、 障害・遺族基礎年金 受給者向け給付金

申請受付期間
9/15(木)～
12/28(水)

平成28年度臨時福祉給付金
(簡素な給付措置)と年金生活者
等支援臨時福祉給付金(障害・
遺族基礎年金受給者向け)を対
象者に支給します。

詳細は、区や厚生労働省のホ
ームページ等をご確認ください。

申請書を送付

9月12日(月)から順次、支
給対象となる可能性のある方へ
申請書をお送りします。誓約・
同意事項をご確認のうえ、了承
いただける方は、申請書に必要
事項を記入し、同封の返信用封
筒で返送してください。

なお、振込口座を新たに指定
する場合や代理人が申請する場
合など、提出書類が必要な場合
もあります。記入例を記載した
「お知らせ」を同封していますの
で、ご参照ください。

平成28年度臨時福祉給付金 (簡素な給付措置)

【人】次の要件をすべて満たす方
○平成28年1月1日(基準日)
時点で、江東区に住民登録が
ある方

○平成28年度の都民税・区民税
(均等割)が課税されない方
※ただし、次の方は支給対象外
○都民税・区民税(均等割)が課
税されている方の扶養親族等
となっている方(控除対象配
偶者、配偶者特別控除におけ
る配偶者、青色事業専従者お

よび白色事業専従者も含む)

○生活保護の受給者や中国残留
邦人等への支援給付の受給者

※平成28年1月1日(基準日)
時点で、江東区に住民登録のな
い方は、基準日時点で住民登録
のあった区市町村で申請してく
ださい。

【支給額】支給対象者1人につき
3千円(一律1回限り)

年金生活者等支援臨時福祉
給付金(障害・遺族基礎年金
受給者向け)

【人】次の要件をすべて満たす方

○平成28年度臨時福祉給付金対
象の方で、平成28年5月分の
障害基礎年金、遺族基礎年金
等を受給された方

○年金生活者等支援臨時福祉給
付金(低所得の高齢者向け)

3万円を支給されていない方
【支給額】支給対象者1人につき
3万円(一律1回限り)

※両方の給付金に該当する方へ
は、併せて3万3千円を支給

申請書の提出はお早めに

申請期限までに提出されない
場合は、支給ができません。

申請期限

12月28日(水) 消印有効

支給方法等

申請書等の審査を行い、10月
下旬から順次、口座振込により
支給します(受付した翌月また

は翌々月の振込を予定)※審査
の結果、不支給になる場合もあ
ります。

振り込み詐欺等にご注意を

区が皆さんに次のようなお願
いをすることはありません。

○銀行・コンビニエンスストア
などのATM(現金自動預払
機)操作をお願いする。

○ATMを操作して区からの給
付金を振り込んでもらう。

○メールでの手続きや手数料な
どの振り込みをお願いする。

区職員や厚生労働省等の職員
を名乗って、自宅への訪問や不
審な電話がかかってきた場合は、
迷わず最寄りの警察署、または
警察相談電話(＃9110)に
ご連絡ください。

相談窓口を開設中

【開設場所】区役所8階エレベ
ーターホール【受付時間】月～金曜
(祝日、12月29日、1月3日を
除く)の午前9時～午後5時※
なるべく公共交通機関の利用を
お願いします※受付開始から2
週間程度は混雑が予想されます。

問合先 ※いずれも通話料がかかります。
○江東区臨時福祉給付金コールセンター
☎0570-06-9292(月～金曜の9:00～17:15(祝日、12
/29～1/3を除く))
※IP電話等でつながらない場合は☎6832-7732、
FAX3699-8773(ファクスでのお問合せの場合は、土・
日曜、祝日を含めず、2日後以降の回答になります)
○厚生労働省の相談窓口(専用ダイヤル)
☎0570-037-192(9:00～18:00※平日のみ。ただし、
12/18(日)までは土・日曜、祝日も開設)
※IP電話等でつながらない場合は☎6627-1290

B型肝炎ワクチンが 定期接種に

対象者には9月中旬以降に予診票を送付

10/1(土)～

10月1日(土)からB型肝炎
ワクチンが定期接種になります。
対象は平成28年4月1日以降に
生まれた1歳未満のお子さんで
す(母子感染予防のためにB型
肝炎ワクチンの接種を受けた場
合は、健康保険が適用されるた
め定期接種の対象外となりま
す)。接種は、間隔を空けて3回
の接種が必要です。生後2か月
以降に1回目、それから4週間
以上空けて2回目を接種し、1
回目の5～6か月後に3回目を
接種してください。すでに任意

で接種をした方は、その分を必
要回数から引いてください。対
象年齢を過ぎてしまうと有料に
なりますのでご注意ください。

対象の方には9月中旬以降、
予診票を送付しますので、指定
医療機関で接種してください。

なお、平成28年4～7月生ま
れの方には特例措置があります。
詳しくは予診票と一緒に送付さ
れるお知らせをご覧ください。
問 保健所保健予防課保健係
☎(3647)5906
FAX(3615)7171

国民年金の届出を忘れずに

会社を退職・配偶者扶養から外れたときなど

国民年金は国内に住む20歳以
上60歳未満のすべての方が加入
します。次に該当の方は区民課
年金係(区役所隣防災センター1
2階20番)・豊洲特別出張所・各
出張所での加入の届出が必要です。
①会社を退職したとき(厚生年
金等の資格を喪失したとき)
②厚生年金等加入者に扶養され
ていた配偶者が、扶養から外れ
たとき
③外国から転入したとき
④外国へ転出したとき(任意加
入)※区役所でのみ受付
⑤会社等に勤めていない方が20
歳になったとき
⑥年金に一度も加入したことが
ない20歳以上の方が国民年金に
加入するとき

問 区民課年金係
☎(3647)1131
FAX(3647)9415

人権週間にもむけて②

ハンセン病の歴史を知ろう

ハンセン病とは、「らい菌」
に感染することによって起こる病気
です。感染し、発病すると手
足などの末梢神経がまひした
り、皮膚にさまざまな病的な
変化が起こったりします。

昔は「らい病」と呼ばれて
いましたが、明治6年に「ら
い菌」を発見したノルウェー
の医師・ハンセン氏の名前を
とって、現在は「ハンセン病」
と呼ばれています。

ハンセン病に対する誤解

「らい菌」は、感染力が弱
く、非常にうつりにくい病気
です。衛生環境や栄養状態が
よくなった日本では、感染し
発病することはほとんどあり
ません。仮に発病して症状が
現れたとしても薬で完治しま
す。有効な薬がなかった時代
は特に、ハンセン病は恐ろし
い伝染病と誤解されていました。
このため、昭和6年にす
べての患者の隔離を目指した
「癩予防法」が成立し、患者を
強制的に療養所へ収容しまし
た。

もし自分や家族が患者だっ
たらと考え、相手の人権を尊
重する気持ちを持つことが大
切です。ハンセン病について
正しい知識と理解を持つこと
もに、偏見や差別をなくし、
人権が尊重される社会を実現
しましょう。

ハンセン病の悲しい歴史

薬で完治する病気だとわか
ったにもかかわらず、新たに
成立した「らい予防法」によ
り患者・元患者の強制隔離は
続きました。このことが、社

会の人々の間に患者や家族に
対する偏見と差別を生み出し、
助長させ、維持させる役割を
果たしていました。らい予防
法が廃止されたのは、平成8
年です。

現在、療養所に入所してい
る人たちは、後遺症による身
体の変形等がある場合もあり
ますが、病気は完治していま
す。しかし、社会の中の差別
や偏見は解消されておらず、
また、高齢化による身体機能
の低下などで、療養所の外で
暮らすことに不安があります。
所できない入所者もいます。

同じ過ちを繰り返さない
ために

「ハンセン病に関する」とは
○国立ハンセン病資料館(東
村山市青葉町4-1-13)
☎042(396)2909
HP [http://www.hansen-](http://www.hansen-dis.jp/)
dis.jp/

問 人権推進課人権推進担当

☎(3647)1164
FAX(3647)9556